

上代特殊假名遣の消滅過程について：「野」字の訓 の変遷をめぐって

鶴, 久

<https://doi.org/10.15017/2332872>

出版情報：文學研究. 55, pp.71-92, 1956-09-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

上代特殊假名遣の消滅過程について

—「野」字の訓の変遷をめぐって—

鶴

久

はじめに

従来行はれてゐた特殊假名遣の研究は主として記・紀・万葉を中心とし、平安初期に及ぶ種々の辞書その他の文献資料を下限に一連の国語史的現象としてその変遷のあとが考察されてゐた。しかしながら、上代にはなほ成立事情の異なる文献資料が存し、これらの資料と記・紀・万葉の現象とを併せて平面的に考察することは、言語現象の属する社会集団・環境及び筆録者等の条件を考慮に入れない限り、正鵠を得たものであると言ひ難い。即ち、言語の位相差・個人差に注目しつゝ、これらの資料に基く正確な記述と相俟つてはじめて特殊假名遣の崩壊過程はその全貌を明らかにされるものと考へられる。したがつてこの小論においては、特殊假名遣の見える凡ての事例をカードにとり、これを分類し、個々の事例を前記の如き種々の観点から精密に考察することとする。

その最も著しい事例として、従来問題になつてゐるヌ・ノの特
殊假名遣の問題をとりあげてみたい。結論から先に言へば、凡て

の事例から帰納した結果、ノ甲音を有する語彙及びノ甲音を表記する専用文字（専用仮名）の存在は認め難いことである。即ち、古代日本語においてはノ甲音は存在せず、ヌ音及びノ乙音が認められる一方、ヌ↓ノ甲の音韻的派生が後に至つて起り、したがつて、ヌ、ノ甲の二重形の問題もその変遷過程に起つた現象として把握される。さうして、大体天平宝字三年頃はこのノ甲とノ乙は混同されるに至つた痕跡が証明され得た。

右の結果、従前の如きノ甲・ノ乙の音韻対応現象の平行的解釈は派生関係として把握すべく修正されねばならぬ。これはノ甲音に限らず、オ列甲類音すべてに適應されるものと思はれる。唯、ノ甲がヌより派生してノ乙と混同する迄の期間が他のオ列音に比し著しく短かつた為に、又、ノ甲がヌより派生した時期が他のオ列甲類音の場合に比し遅れた為に、龍膺以来久しい間定説を見なかつたのである。反面、そのためにかへつて、このヌ、ノ甲の混雑した現象がその間の事情をよく示してゐたのであつて、特殊假名遣の新しい一つの解釈を提起し得たと思はれる。

「野」「角」「樂し」「偲ふ」等の一連の語の訓については、從來ヌであるかノ甲であるか論議が交はされ定説を見なかつた。最近、大野晋氏は「奈良時代のヌとノの万葉仮名について（万葉第十二号）」といふ論文を発表されて、漢字音の面よりノ甲であるといふ結論を導き出された。従来例外とされてゐた例も、奴・怒・努等の文字が互に通用し、それぞれヌ・ノ甲に復用されてゐることにより例外から除外されたのである。しかしながら、万葉集の「麻斯提斯農波由（五・八〇二）」古事記の「都奴臣・都奴賀」等はなほ例外として残るのであるが、これらの例は有坂秀世博士と同様二重形として認められたのである。

勿論、大野氏の論説——上古音・中古音等、どの時代の中国語音を反映してゐるかを考察されてゐること——は漢字音で表記された上代の国語を考察する場合、極めて重要なことであるが、我國の当時の表記者達が如何なる国語音を表記するのに用ゐたかを帰納的に考察することは看過すべきことではないと思ふ。と言ふのは、オ列母韻の甲類はウ列音と交替し、日本書記によれば、奴・怒・努は素・凶・漏等の字母と同様にオ列甲類とウ列の仮名に復用されてゐるからである。即ち、「野」「樂し」「偲ふ」等の語の訓は「ヌ」「タヌシ」「シヌフ」であるか「甲」「タノシ」「シノフ」であるか、或いは、二者交替して二重形が存したのか、又その二重形は如何なる原因によつて生じたのか、二重形のものゝの形は「ヌ」「タヌシ」「シヌフ」であるか、「甲」「タノシ」「シノフ」であるか不明である上に、もし大野氏が言はれる様に、それ

らを表記する字母奴・怒・努がそれぞれ「ヌ」と「甲」に復用されるとすれば、漢字音によつては解決すべき手がかりが薄い。

言ふまでもなく、文字は視覚を通しての言語伝達の一段であるから、文字に如何に恣意性があらうとも、言語が通じる爲には、やはり文字を駆使しての表記には一定の法則性がなければならぬ。この言語の社会的事実を犯して表記された場合は、伝達といふ目的は達しられない筈である。そこで後で述べるやうに、当時の人々の用字意識や用字法を一応把握する必要がある。なぜなら、当時の人々は曖昧な表記法をかなり避けてゐるからである。例へば、「ヌ」「ノ」の場合を除くと、国語のu音とo音に復用されてゐる漢字の原音が使用されたとしても、ウ列音を有する語であるか、甲類のオ列音を有する語であるかがすでに明瞭な語であり、又一方、ある語が所謂二重形を有するものでも、それを表記する仮名字母は二音に復用されることなく、ウ列音か甲類のオ列音かいづれかを一方にしか使用されてゐないから問題は生じなかつたのである。したがつて、前述した如く、中国の漢字音を如何なる国語音の表記に宛てたかを、資料毎・表記者毎に考察し、それより帰納的に結論を見出すべき必要性を痛感するのである。

(二)

古事記・万葉集に於いては、奴は完了・打消の助動詞等の「ヌ」を表記するに用ゐられ、努・怒は「野」「樂し」「偲ふ」等を表記するに用ゐられて、表記字母の上に判然と区別されてゐる。

「野」「樂し」「偲ふ」の一連の語が「ヌ」音と違つた音を有し

てゐたことは想像するに難くない。しかしながら、この様に、奴と怒・努とを区別して使用したのは上代文獻でも古事記・万葉集（巻五の憶良歌の一部・巻十四の一部・巻二十の防人歌その他一部の例外を除く）に限られてゐることは注意すべき現象と言はねばならない。

敏達天皇を表記したものに

菟奈久羅布刀多麻斯岐乃彌己等（天寿国曼荼羅續帳銘）

怒那久良布刀多麻斯支天皇（上宮聖徳法王帝説）

沼名倉太玉敷命（記下）

淳中倉太珠敷尊（紀卷十九・二十・二十二・二十三）

の如き例がある。菟・沼・淳はすべて「ヌ」音を表はしてをり、上宮聖徳法王帝説の怒字も「ヌ」音を表はしたものと考へられる。古事記・万葉集の怒・努字の使用例からすれば極めて異例であるが、怒・努を「ヌ」の仮名字母として使用した例はこれに止まらない。

正倉院文書の大宝二年御野国戸籍帳に、イヌ・キヌ等「ヌ」

音を表記した人名が多く見えてゐる。その戸籍帳に見える人名には動物名が多く（十二支の動物名が多い）、刀良・虎・比都自・羊・多都・龍等と同様に、イヌ・キヌの仮名表記も、犬麻呂・犬売・犬手・犬・小犬、衣麻呂・衣売・真衣売と同じく犬・衣を表はしたものと考へてよいかと思ふ。今、戸籍帳を里毎に表にしてみると次の通りである。

	イヌ（犬）	キヌ（衣）	其の他
味峰間郡	伊奴賣（一・八）	支奴賣（一・二二）	彌奴麻賣（一・四）
春部里			三野麻呂（一・三）
本養郡	伊奴（一・二七二例）		三野賣（一・二五）
栗柄太里	伊奴賣（一・二九・三八）		麻野比賣（一・三九）
各牟里	伊奴（一・四五）		
加毛郡	伊奴（一・七八）	伎怒賣（一・七九・八〇・八七）	知怒賣（一・七七）
半布里	伊怒賣（一・五八・九二）		惠怒賣（一・五九）
			小怒麻賣（一・八二）
			知怒賣弟真怒賣（一・七七）
			麻怒良賣（一・九五）
			麻野賣（一・六二・八八）
			彌怒麻賣（一・八二）
			御奴良賣（一・八五）

〔註〕一は大日本古文書第一卷 数字は頁数を示す

ところで、加毛郡半布里以外は「ヌ」の仮名に奴を用ゐ、加毛郡半布里は怒を使用してゐる。半布里のみが「イノ」「キノ」と音韻が相違してゐたとは考へられない。注意すべきことは、大宝二年御野国戸籍帳における各郡の表記者はそれぞれ相違し、それが表記字母にも反映して各々特色を示してゐることである。怒に〔註〕しても加毛郡半布里の戸籍の表記者の用字が反映したものであ

り、当然「ヌ」音を表記した仮名字母と見るべきであらう。即ち、大宝二年御野戸籍帳においては、怒・奴は共に同音「ヌ」を表記した字母と見て差支へない。彌奴・麻売、真怒売、彌怒・麻売御奴・良売等の奴・怒も「甲」でなく「ヌ」を表記した仮名字母といふことが出来る。

伊努売 (養老五年戸籍帳)
大日本古文書(以下大古と略す)第一巻 p228
伊怒比売 (記・上)

一豆乃善有良努行爾在 (天平元年・続紀宣命第七詔)の努・怒も「ヌ」音を表記した仮名字母である。又、同一人物を表記するに当つて、努・奴を通用させ

a 主典美奴連 (天平勝宝三年大古十二卷 p39)

b 判官美奴連「奥万呂」 (天平神護二年 同十七卷 p19)

c 別当大判官美奴連 (宝龜元年 同十八卷 p25)

と表記する一方

d 美努主典奥麻呂 (天平勝宝二年 同十一卷 p419)

e 判官美努連「奥万呂」 (神護景雲二年 同十七卷 p105)

f 別当大判官美努連 (神護景雲四年 同十七卷 p258)

と表記してゐる (a・b・c・d・e・f は皆同一人物)。更に

(i) 美努久売 (天平元年 近江国志何郡計帳 大古一卷 p388)
彌奴久売 (天平六年 右同 同 一卷 p622)

(ii) 美努足人 (天平十年 大古七卷 p143)

(iii) 美奴足人 (天平十一年同 七卷 p413)

文屋二人智努 (天平勝宝四年 同十二卷 p392)

大夫文室真人智努 (天平勝宝九年 同四卷 p225)

大夫文室真人珍努 (天平宝字元年 続記新訂増補国史大系 p229)

參議文屋真人智奴 (天平宝字二年 大古四卷 p285)

山公美努久万呂 (天平宝字六年 大古十五卷 p192)

(ii) 山公美奴久万呂 (天平宝字六年 同 五卷 p218)

の例も、(i)(ii)はそれぞれ同一人物と思はれるから、努・奴は共に通用した例であつて、奴字が「ヌ」音を表記するにしか用ゐられてゐないことより推して努字も「ヌ」音を表はしたものと考へられる。「美奴久女 (天平十二年大古二卷 p279)」「美努久売 (天平十四年大古二卷 p328)」も、同一人物であるか判然としないが、奴・努は「ヌ」音を表はしてゐると見て差支へなからう。(註 a b c (i)(ii)の「奴」は或いは「努」「怒」の略体文字かもしれないが、ここでは一應略体文字とは考へないで考察した)

出雲風土記においても

伊農郷 本字伊努 (秋鹿郡)

出雲国伊農郷坐。赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后。天

覆津日女命。国巡行坐時至坐此処而詔。伊農波夜詔。故云

伊努 (倉本・尾本・碓本・松) 神龜三年 (秋鹿郡)

伊努郷 本字伊農 (出雲郡)

伊努郷……国引坐意美豆努命御子。赤衾伊努意保須美比古佐

倭氣命之社。即坐郷中。故云伊努 (神龜三年 改字伊努 (出雲郡))

伊努社 (秋鹿郡)。伊農社 (出雲郡)

沼田郷 本字努多(楯縫郡)

沼田郷……宇乃治比古命以爾多水而。御乾飯爾多爾食坐詔而。爾多負給之。然則可謂爾多郷与今人猶云努多耳。神龜三年改字沼田(楯縫郡)

布都努志命(意字「二回」秋鹿・神門、出雲の各郡)

〔神代紀下「経津主神」とある〕

阿陀加夜努志多伎吉比売命(神門郡)

〔出雲風土記は、田中卓氏「校訂出雲風土記」による(出雲國風土記の研究所収)〕

の如く、努は専ら「ヌ」音を表記するに使用している。

万葉集においても、写本に異同があるから確実な例とはなし難いが、

許夜斯努礼(五・七九六憶良但シ神)許夜斯奴努礼(ニ作ル)

の「努」も「ヌ」の仮名と認めるべきであらう。次の二例も

智努壮士(九・一八〇九 元)藍努(ニ作ル) 類神「努」仙覚

〔奴〕

陳努壮士(九・一八一― 類神古西等)「努」ニ作ル 元

藍京「奴」

の如く、努・努とある本文に依るとすれば、この努・努も「血沼壮士(九・一八〇九)」の例からして「ヌ」の仮名とすべきである。

佐波太奈利努乎(十四・三三九五 神)西細温矢京無附

ニヨル 元)類「怒」(ニ作ル)

欲太知伎努可母(十四・三四八〇)

於伎低伎努可母(十四・三五二七)

由伎加豆努加毛(二十・四三四一 駿河国) 元)類古神細

温矢無附(ニヨル)西京「奴」(ニ作ル)

和須例努努加毛(二十・四三三四 右同)

伊努礼等母(二十・四三五一 上総国)

古与豆伎怒加牟(二十・四四〇三 信濃国)

等の努・怒は東歌・防人歌に見える例であつて、方言的特徴を考慮すると「ヌ」であるか「甲」であるか確定出来ない。しかし、打消・完了の助動詞の「ヌ」やナ行下二段活用動詞「イヌレ」に使用されてゐるところから、東歌・防人歌における他の例即ち、打消・完了の助動詞の「ヌ」等は中央語と同じく「ヌ」の仮名で表記されてゐる故、努・怒も「ヌ」の仮名として使用した例と見るのが自然であらう。

正倉院文書大宝二年筑前国戸籍帳に見える

大家部努豆、年五十參歳、正丁(大古一卷 p120)

搗米「努豆、年參拾捌歳、正丁(同 一卷 p111)

の努も「ヌ」の仮名ではなからうか。

奴豆由良久母(顯宗記)

奴底噲羅俱慕与(紀・卷十五)

の「奴豆」「奴底」と関係があるのではなからうか。

肥前風土記松浦郡の

即娉三篠原村一

「奴」(ニ作ル)

志怒波羅能!

行 p117 参照)

〔校本肥前風土記とその研究による 佐賀県史編纂委員会 発 佐賀県郷土研究会

の努・怒は「ヌ」の仮名として使用したか、「甲」の仮名として使用したか用例が限られ断定は出来ないが、同歌に「佐比登由母

〔や一夜も〕と夜が「ユ」とあるのによれば、又後に述べるやうに、古く「野」「樂し」「偲ふ」「角」等の訓は「ヌ」「タヌシ」「シヌフ」「ツヌ」であつたことを考慮すれば、これらの一連の語に属する「篠」の訓も「シヌ」と考へられ、努・努は「ヌ」の仮名と見做される。

豊後風土記大野郡網磯野に

小竹鹿奥謂ニ志努汗意拘一

と見える「志努」も他に用例がないから「シヌ」か「シノ」か即ちこゝの努は「ヌ」の仮名か「甲」の仮名か決定することは出来ない。

かやうに、古事記・万葉集（東歌中の前掲した三例・防人歌・卷五の憶良歌の一部その他一部の例外を除く）以外の書紀（別に考慮すべき）その他の文献では、怒・努・弩と奴は区別することなく、すべて通用させて「ヌ」の仮名に使用し、努・怒等の字母を「甲」の仮名に奴を「ヌ」の仮名に区別して用ゐたと思はれる確実な例は見当らない。豊は専ら「ヌ」の仮名にしか用ゐられず、濃にしても

三濃国（記上 他に「三野国（例へば中巻）」の例あり）

美濃（国）（紀・卷二・六・七・十六・二十五・二十六・二十八・二十九・三十等）

美濃国（万葉集卷六・一〇三四題詞）

美濃国（和銅二年（正倉院文書）大古七卷^{p2}）

美濃経紙（正倉院文書例多し）三濃船長（正倉院文書例多し）

「三野船長・美努船長」とも表記す）

美濃里（播磨風土記飭磨郡）

信濃国（紀卷七・十四・二十二・二十五等）

信濃（万葉集卷二・九六・九七等）

信濃虫万呂（正倉院文書例へば大古十卷 p 568 p 571 p 586）

「皇太神宮儀式帳・東大寺要録等・すべて「美濃」「信濃」と表記してゐる」

等を使用され、古く御野・三野・科野とも表記されてゐたことを思ふと、或いは「甲」の仮名とも考へられるが、一方

有巨勢濃香毛（万葉集卷二・一一九）

見毛左可受伎濃（同卷三・四五〇ノ一云）

毛能須蘇奴礼濃（同卷十五・三六六一ノ一云）

等宝利氏濃礼奴（同卷十九・四一五六）

波瀧濃知波（紀卷九）

于多娜濃芝作沙（紀・卷九）

の如く、明らかに「ヌ」の仮名に用ゐてゐる。以上述べてきたやうに、甲ノ音専用の仮名字母は全く存在しないのである。甲ノ音専用の仮名字母が存在しないのは、元来、ノ甲といふ音韻がなかつたのではなからうか。音韻がなければ、それに対する文字が存在する筈はないからである。もし、甲ノ音がもとも存在したとすれば、怒・努・奴の漢字音が我が國の「[go]」音を表はすに最も適当な文字であるに拘らず、「[ge]」音を表記するに専ら使用されて、肝心な「[go]」音を表記する専用仮名が全く見出されなまいといふ珍らしい現象が起り得るであらうか。勿論、「[ge]」音を表記するに適応した漢字音を有する文字がなかつたため、努・怒・奴等を「ヌ」の仮名字母として使用したのであらう。それにしても、

例へば同韻の都は我が国の〔to〕音を表はすに最も適してゐるにも拘らず、「ツ」に適応した漢字音をもつた文字がなかつたため専ら「ツ」の仮名として使用され、「ト」を表記するには別に専用仮名の厚韻の斗・豪韻の刀が存在するやうに、当然甲ノ音を表記する専用の仮名字母が存在しなくてはならない。しかるにノ甲の専用仮名は存在しない。このことは、所謂母韻調和において、オ列甲類音の結合により形成されてゐる語例へば、モモ甲・シノ・アソツ・ユコ（描む音）等（これらの中には更に分けられるものもある）——は十指にも満たない程非常に少なく、オ列音の結合による語構成は殆んど乙類であつて、数においても比較にならないといふ事実と音韻上の同一事情に基づく考へられる。即ち、オ列甲類音は本来のものでなく派生的なものであつて、甲ノ音もその例にもれず、古くはノ甲の音韻は存在せず、その発生も他のオ列音に比し、比較的新しく生じた音であることが推定されるのである。なほ、

(A) 乙乙（彼処）、乙乙（此処）
ソコ（何処）、ユコ（此処）

イツタ（何処）「ミヤユのユは派生音と考へられる」

オクカ（奥処）・ヨスガ（寄処）

と同じく場所を表はす語構成においても、陰性母音〔o〕に対する陽性母音は〔e〕又は〔a〕である。格助詞に「ノ乙」と「ナ」があるのも同一事情によるもので、音節結合の法則ではあるが、〔o〕に対応するものが〔o〕でなく、〔e〕又は〔a〕であることは大いに考慮すべきであり、更に大野晋氏が言はれるやうに「日本語と朝鮮語との語彙の比較についての小見（国語と国文学）」

fadara-fodoro (葦)

tanabiku-tōnbiku (棚引)

tanagumori-tōngumori (藪隠り)

tawawa-tōwōwō (藪)

kata-kōtō (片・藪)

等の如く、〔o〕に対しては〔a〕が対応してゐるのである。(かゝる語構成法は更に複雑な形で古代朝鮮語にも認められ、他のウラ・アルタイ系言語中いくつかの言語にも認められるらしい)

(B) 陽性母音の結合において、有坂博士の言はれる同一結合単位における、ア列音・オ列甲類音の結合、ウ列音・オ列甲類音の結合による語の他に、ア列音の結合により構成されてゐる語、例へば

アカ（赤）・アカヲ（惜）・アカタ（数多）・アカ

（麻・淺・朝）・カタ（形・肩・片）カヘ（川）……等

ウ列音の結合により構成されてゐる語、例へば

ツコ（露）・ウツツ（現）・ウツツ（愛）・ズズ

（鈴）・ズズ（薄）……等

ア列音とウ列音の結合により構成されてゐる語、例へば

アカ（鮎）・ウカ（占・浦・心）・アズサ（梓）・カサ

（草）……等

があり、これらの語が有坂博士の言はれるア列音・オ列甲類音及びウ列音・オ列音甲類音の結合により形成される語よりも遙かに多く、オ列乙類音の結合による語群に対応するものは、ア列音又はウ列音・或いはア列音とウ列音の結合により構成された語群ではないかと考へられる。(この事実については詳述しなればな

らないが、紙数の関係と煩瑣をさけるため、こゝでは指適するに止め、稿を改めることにする。

(C) ウ列音とオ列甲類音の交替による二重形は、例へば、タク
フラ↑↓タムラ、シルク↑↓イチデロク、ナニタケ↑↓ナヨタ
ケ、ナグサムル↑↓ナグサモル、マスミの鏡↑↓マソミの鏡…等
かなり存在するが、甲ノ音を有する語と考へられる語即ち野・樂
し、偲ふ・角・篠等はすべて、二重形の存在が認められ、他のオ
列甲類音における二重形とは同一視されないことを看過すべきで
はない。これら(A)(B)(C)の事實は、前記の推定を助けるものと思は
れる。

(三)

前項で述べたやうに、オ列音の結合による語形成は殆ど乙類に
限られてゐるといふ事実と、「○」に対応する母韻は「○」ではな
く「□」又は「◇」であると考へられること、陽性母音の結合によ
る語構成は、ア列音・ウ列音の結合による語がオ列甲類音を含む
語よりも遙かに多いこと、甲ノ音を有する語はすべて二重形の存
在が認められること、古事記・万葉集以外では、怒・努・弩・奴
・農・濃の文字が専ら「ヌ」の仮名として用ゐられ、甲ノ音の専
用仮名がないといふ五つの事實は、古く甲ノ音が存在しなかつた
ことを傍証してゐるであらう。したがつて、「甲」を有してゐる
語と考へられている「連の語彙」「野」「樂し」「偲ふ」「角」
「篠」等一の訓について再度検討する必要があると起きてくるので
ある。

そこで今一度、正倉院文書の大宝二年御野国戸籍帳に目を転じ

てみたいと思ふ。この戸籍帳における怒・奴は前述の如く通用さ
せて「ヌ」の仮名として用ゐられてゐるから、彌奴麻売・真怒売
・彌怒麻売・御奴良売等の奴・怒も「ノ甲」でなく「ヌ」を表記
した音仮名と見て差支へなからう。したがつて、前掲した表によ
り、三野麻呂・三野売・麻野比売・麻野売の「野」字もヌ音を表
記した訓仮名であると思ふのが、この戸籍帳の人名・人名表記の
傾向からしても妥当であると思はれる。野がヌ音を表はす訓仮
名に用ゐられてゐるとすれば、同戸籍帳半布里の

都野(大古一卷 p 59 p 66 二例 p 67)

都野麻呂(同一卷 p 75 二例)

の野も当然「ヌ」の訓仮名と考へられ、「野」の訓が「ヌ」であ
つた時期の存したことは十分に認められるのである。しかも「都
野」「都野麻呂」の「ツヌ」は同戸籍帳本寶郡の

小角売(大古一卷 p 25)

戸主角麻呂(同一卷 p 7)

戸主弟真角(同一卷 p 7)

次小角(同一卷 p 7)

同戸籍帳山方郡の

嫡子大角(同一卷 p 52)

等の「角」と同意であらうと思はれる。古事記中巻の「都奴臣」
「都奴賀」も「角」の訓が古く「ツヌ」であつたことを考慮し
て、始めて古語の反映したものとして理會することが出来る。少
くとも、大宝の初め頃は「野」「角」「樂し」「偲ふ」「篠」等
の一連の語彙の訓は「ヌ」「ツヌ」「タヌシ」「シヌフ」「シヌ」
が有力であつたらうと推断するのは可能なことである。したがつ

ではないかと考えられる点はあるが、又万葉集でも、東歌、防人歌、巻五の問題のある憶良歌を除けば、例外は極めて少なく、そこに表記者の使用字母における統一意識が如何に強く働いてゐるかを看取することが出来る。

(五)

周知の如く、上代では「E」と「O」の母音が交替することは、頻繁に起る現象である。この事は「E」と「O」の二重形を有する語彙が多く見えることによつて証せられる。しかし、語の存在し始めた時から、例へば「野」の訓が「ヌ」と「ノ」の二重形を有したとは考へられない。音韻の変遷は一線を引いたやうに明確に前後を区別出来るものでなく、除々に行はれて行くものであるから、これ迄論述してきたことから考慮すると、「ヌ」と「ノ」の二重形は「ヌ」が「ノ」に変遷して行く過程に起きた現象として認められるのである。

したがつて、万葉集巻五の憶良歌「斯農波由(八〇二)も農」字の使用例一即ち、万葉集中農字は巻五の憶良歌に限り十例現はれ、すべて「ヌ」の仮名として使用されてゐる一からして「シヌハユ」であることは動かし難い。加之、「夜周伊斯奈佐農(八〇二)」と同歌の結句に農のあること、農字は上代文獻中でも「甲」を表記する仮名として用ゐた確証はなく、すべて「ヌ」の仮名として使用されてゐるから「シヌハユ」であることは決定的であり、先覚が多く言はれてゐるやうに憶良には古語癖が強く、八〇二番の歌には打消の助動詞の古形一即ち終止形の「ぬ」一や古語と思はれる他動四段動詞「寝す」の使用されてゐるのを考へ合は

せると、古形を使用したものと思はれる。

出雲風土記においては、努・奴・農が訓仮名沼と同じく「ヌ」の仮名として、例外なく使用されてゐることについて既述したところであるが、古事記に見える「淤美豆奴神(上)」と同一神をこの風土記でも例へば「國引坐意美豆努命(出雲郡)」と記載してゐる。この神に限り、古事記・風土記(出雲)の記載は全く一致してゐるのであつて、出雲風土記においても古事記の場合と同じく「オミツヌノミコト」と訓むべきことはいふまでもない。しかし、他方では例へば「國引坐八束水臣津野命(意宇郡)」^{くひまきりまゐるもろかづつ}「八束水臣津野命(國引給之後(出雲郡))」と表記してゐる。これは二重形として理解すべきでなく、國語の「野」の古音「ヌ」の遺影として認めるべきであらう。

古事記中巻の「若野毛二俣王」^{若野}「若沼毛二俣王」やこの神と同神を表記した日本書記の「稚野毛二派皇子(応神紀)」^{稚野}「稚淳毛一岐皇子(安康紀)」の例も二重形として認めるより、沼・淳はヌ音を示す訓仮名であり、國語の野の古音が「ヌ」であつたことがら、古事記の「都奴臣」^{つぬおみ}「都奴質」^{つぬぢ}、万葉集巻五(憶良歌)の「斯農波由」^{しぬはゆ}、出雲風土記の「臣津野命」と同様に「若野毛二俣王(記中)」^{しぬはゆ}「稚野毛二派皇子(応神紀)」も「ヌ」であつた古音が残つたものと見るのが自然であらう。しかし、古事記の「御毛沼命(上)」^{みけぬ}「若御毛沼命(上)」^{わみけぬ}が書紀では「三毛野命(神代紀)」^{みけぬ}「稚三毛野(神代紀一書)」^{みけぬ}となつてゐるのは、或いは二重形例かもしれない。前述の如く書紀の野は「ヌ」といふ古音の残した例とも一往考へられるが、「豊雲野神(記上)」^{とよぐも}「豊斜淳尊(神代紀上)」^{とよぐも}「豊組野尊(神代紀上二書)」^{とよぐも}「豊國野尊(神代紀上二書)」^{とよぐも}

と同一神でも資料が相違する時は少しずれて記載されることがあるといふことを考慮した場合、古語の反映したものが、二重形であるか決定し難いのである。月弓尊(神代紀・一書曰)、月詭尊(神代紀・一書曰)、月詭命(神代紀)、月夜見尊(神代紀・一書曰)等の例も資料の相違に基づくものと考へられ、平面的に考察すべきではなからう。

(六)

古事記・万葉集において「ヌ」「乙」とは明らかに区別して表記されてゐる。「野」「榮し」「偲ふ」等の一連の語は、「甲」「ソ」「ト」「モ」「ヨ」「ロ」音を有する語と同じく、甲・乙二類の書分けが混乱した場合、ノ音に統一されてゐる。この事実からしても「乙」と混同するまでは、当然「甲」であつた時期が存在したことを推定出来るのである。同じオ列音にしても、 $\cdot\text{ソ}\cdot\text{ト}\cdot\text{モ}\cdot\text{ヨ}\cdot\text{ロ}$ の中で、 $\text{モ}\cdot\text{ロ}\cdot\text{ト}$ 三音の甲・乙二類の混乱は早くから起り、 ユ は平安初期頃まで書分けられてゐる。同じ $\text{ロ}\cdot\text{ト}$ にしても語彙により混乱に先後がある。それ故、「ノ甲」が何時頃より「ノ乙」と混同して行つたか一々の語彙について考察せねばならない。例へば正倉院文書の記録に

- (1) 美乃純三匹(大古二十五卷 p250 天平宝字二年)
- (2) 上毛乃直依(同六卷 p83 神護景雲四年)
- (3) 清乃人足(同二十卷 p69 宝龜三年)

の例が見える。(1)は多く「美濃純(例へば同二十五卷 p310)」とあり、(2)の人は「上毛野真依(例へば同二十卷 p321)」、(3)の人は「清野人足・淨野人足(例へば同二十卷 p258)」と表記されてゐて、「ノ甲」の仮名で表記されるべきものが「ノ乙」の仮名で表

記された混淆例である。現に、大野晋氏も前記論文において指摘された如く、正倉院文書に「不野里一斗(同十三卷 p310 天平宝字三年)」の例が見える。これは、布海苔のことで多く「布能利(例へば同一卷 p565)」「布乃利(例へば同十六卷 p127)」「布乃理(例へば同十六卷 p87)」等と表記されているから明らかに混同である。就中「野」を訓仮名として、乙類のノ音を表記するのに用ゐてゐるのは、この頃はすでにノの甲・乙両類が統一され二類の区別が失はれてゐたことを表示してゐると言ふことが出来る。一勿論、甲・乙何れに統一されたかは論があり、俄かに決定し難いのである。大野晋氏も前掲論文に挙げられてゐるが、続日本紀宣命の之乃比已止(第四十詔 天平神護二年)之乃比賜比(第五十八詔 天応元年)

仏足石歌碑の

美都々志乃波牟

美都々志乃翽止 奈賀久志乃翽止

佐佐木本歌経標式の

美和他須能弊能

美与之能

比岐都能倍奈留

可須賀能奈

更に、古語拾遺の

阿那多能志

西大寺本金光明最勝王経の古点(春日政治先生「西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究」による)の

山林に賞(太乃シヒ)たまひき

俱に林の中に往(き)て共に遊び賞(太乃シヒ个リ)

時期は多少下るが琴歌譜の

之乃(二例あるしづ歌)

多乃之伎乎倍女(片降)

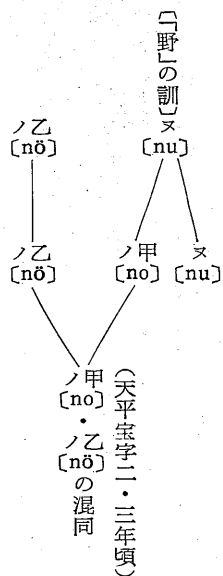
宇太乃之佐々(十六日節酒坐の歌)

や本草和名の

都乃(角の意)

等、天平宝字以後の例はすべて「甲」「乙」混乱してゐることを加味した場合、前掲した奈良末期の「甲」「乙」の混淆例によりノの甲・乙兩類の混乱期を天平宝字二・三年頃と認めることは可能であらう。

以上、考察してきたことを総合してみると、次に図示した如き



変遷過程を推定出来るのではなからうか。

このやうな変遷過程を辿つたと考へられる語は他にも一例へば「甲」「乙」「タドキ」等存在することはこの推定をより可能ならしめるのではなからうか。即ち、(1)「甲」「乙」は古形の「ユ」「エリ」より起り、更に

畿なすそち余里くれば(万葉集巻二・一九九一云)

浜辺余里わがうちゆかば海辺欲利むかへも来ぬか(同十八・

四〇四四)

人余里は妹どもあしき(同・十五・三七三七)

おしてるや難波の津与利(同・二十・四三六五防人歌元「由利」ニ作ル)

利」ニ作ル)

今日与利はかへりみなくて(同・二十・四三三七防人歌)

の如く「乙」と混乱してゐる。後の二首は防人歌であるから別に考慮すべきであるが、四〇四四番・三七三七番の歌は二首とも新しい歌であつて、前者には他に多くの例が見える正しい表記「欲利」と混淆した例「余里」が同存してゐる。明らかに「甲」と「ヨリ乙」の混乱したものである。この間の事情をよく物語つてゐるのが統紀の宣命であると思はれる。即ち「高天原由(第四詔和銅元年)」「高天原由(第六詔神龜六年御本「由利」ニ作ル)」「初由利(第七詔天平元年)」「本由利(第七詔同)」「より「人国用利(第十二詔天平勝宝元年)」「へ、更に時代が下ると、「甲」は「與利」方常(第三十二詔天平神護元年)」「常與利毛(第三十二詔同)」「常與利別仁(第三十八詔天平神護元年)」「三宝余利(第三十八詔同)」「常奉見余利波(第四十一詔・天平神護二年)」「坐之時余利(第四十一詔同)」「此與利(第四十一詔天平神護三年)」「伊予国與利(第四十六詔天平神護三年)」「本與利(第五十八詔宝龜七年)」「其国余利(第五十六詔同)」「弱時余利(第五十九詔天応元年)の如く「乙」と混乱して行つた跡が看取される。統紀に表記されてゐる「ヨ」以外の特殊仮名遣の崩壊過程が時代順に混乱の跡を見せてゐることを考慮すれば「ヨ」の場合も偶然とは考へられない。

(2) タヅギ 他都枳(万葉巻二十・四三八四)、多豆伎(同・二

十・四四一〇・四〇七八)、多頭吉(同十二・二九八五・一本歌云)田付(同四・六一九、六六五、十三・三二六一、三二七二、三二七四、三二七六、三二七六、三三二四)、多附(同十六・三八五〇)、鶴寸(同一・五)

タドキ^甲 田度伎(同十三・三三二九)、多土伎(同十・二〇九二)、多度伎(同十五・三七七七・七七・三八九八)

タドキ^乙 多杼伎(同五・九〇五)、多登伎(同十五・三六九六)、多騰伎(同十七・三九六二・四〇一一)、多騰吉(同十七・三九六九)、田時(同九・二七九二、一一・二八八一、二八九二、二八八七、三一八六)、多時(同十六・三八一二)「跡状(十二・二九四一)、能(十二・二三八八)はこの場合例に入れない」

の例を有する「タヅキ」「タドキ^甲」「タドキ^乙」については遠藤嘉基博士が言はれたやうに「タヅキ」は古い歌に多く、「タヅキ」より「タドキ^甲」に、「タドキ^乙」は更に「タドキ」と混乱したと見てよいだらう。(註 平安時代にはタヅキの形が残つてゐる。タドキ、タヅキは平行して行はれ、平安時代にはタドキは亡びたのであらう。)

このやうに考察してみると、今迄、唯、ウ列音とオ列甲類音との交替による二重形と考へられてゐた語にも、もともとウ列音であり、ウ列音から交替してオ列甲類音を派生せしめたものがあることを摘出出来るであらう。例へば、

刀我乃樹能彌繼爾爾(万葉六・九〇七)

の「^甲トガノキ」にしてゐ

可牟佐備底多流都我能奇(同・十七・四〇〇六)
都賀乃樹乃彌繼爾爾(同三・三二四)

都我能木乃伊也繼々爾(同十九・四二六六)
柁木乃彌繼爾爾(同一・二九)

の「ツガノキ」と同様、「イヤツギツギニ」の「ツギ」の音を出すために枕詞的に使用されてゐるのを見ると、武田裕吉博士が言はれるやうに「ツガ」が古形で「^甲ツガ」は「ツガ」より母音交替によつて派生した語と見て差支へなからう。(註 例が少いから断言し難いが、平安時代には「トガ」の形が残つてゐるから或いは「野」「角」等と同様な変遷を辿つたのかもしれない)

又、オ列甲類音を有する語でも、古くはウ列音であつたものがウ列音よりオ列甲類音に変遷した時期が早かつたため、文献に残らずその変遷過程を知り得ない場合もあるに違ひない。

「夜」は「^甲ヨ」であるが、或いは「ユ」が古形ではなからうか。ユフケ(夕占)「ユフベ」「ユフギリ」「ユフナギ」「ユフサレバ」「ユフツツ」等の「ユフ」と同語源と思はれ、主として複合語として存在することを考慮すると、肥前風土記松浦郡の歌語に見える「佐比登由母(さ一夜も)」の例も「夜」の古形の遺影ではなからうか。

ところで「野」「樂し」「偲ふ」「角」「篠」は古く「ヌ」「タヌシ」「シヌフ」「ツヌ」「シヌ」であつたものが、どうしてこれら一連の語のみ「^甲ノ」「^甲タノシ」「^甲シノフ」「^甲シノ」と変遷して行つたのであらうか。完了・打消の助動詞「ぬ」「沼」等は音に変遷の跡が見出されないのは、何か理由があるに相違ない。或いは、アクセントの相違によるのではないかと考へてゐるが、これは今後の研究に俟たねばならない。

(七)

次に防人歌における「ヌ」「甲」「甲ノ」について一言してみよう。先

づ、防人歌の全用例を表にすると右の通りである。
防人歌では国毎に表記字母に特色があり、筆録者が各国相違してゐることを表示してゐるが、「ヌ」の仮名「奴」「努」の使用

語	國	遠江	駿河	上総	常陸	下野	下総	信濃	上野	武藏	昔人歌年
ナ行下二段活動詞				4351							
打消の助動詞「ぬ」			4341 4344	4354 4356					4407		4432
完了の助動詞「ぬ」					4363 4364 4365			4401 4403			
貫					4374						
ぬ						4391					4426
野			4344			奴		4402			
偲		4327	努						4405	4417	
わ				4358					濃	努	4427
ぬ?				努	4367						乃

〔註〕 下記の四首は
元等に從つた。 4356 元濶「奴」 類神西細矢京無附「努」 4401 西神「奴」 元類細濶矢京無附「怒」 4402 元類西神濶矢京「奴」 細無附「怒」 4421 元類西神「努」 細濶矢京無附「怒」
傾向もその一例と思はれる。常陸国・下総国では、ヌ音を表記する字母にはすべて「奴」字を使用してゐる。このやうな事例や前述した中央語における「野」「偲」等の訓の変遷過程を考慮すれば「之奴・波尼(四三六七 常陸)」「知波乃奴乃(四三三七 下総)」

の「奴」はヌ音を表はしたものと考へられる。四三三七番の歌には、「野」を表記した「奴」と「於栞豆他加积奴」とヌ音を表記した「奴」字が一首中に共存してゐることにより、より確實視することが出来るであらう。同様にして、駿河国では「努」がヌ音を表記した三例がある。即ち「由伎加豆努加毛(四三三一元)類神細温矢無附ニヨル西京奴」ニ作ル「努由伎夜麻由伎(四三三四元)」の「努」と、同歌の結句に「和須例勢努加毛」とある。したがつて「知波乃奴乃(四三三八七)」之奴波尼(四三三六七)、「努由伎夜麻由伎(四三三四元)」の「奴」「努」は「ヌ」の仮名として認められ、常陸・下総・駿河国の「野」「偶ふ」の訓は「ヌ」「シヌフ」と推定される。これは、東国方言に例のあるごとく、古語が方言に残つた遺影と考へるべきではなからうか。

しかしながら、大野晋氏の言はれる様に、書記の仮名の使用例から見ると、四三六七・四三三八七番の「奴」や、四三三四番の「努」は方言的特徴を考慮して、或いは「甲」を表はしたものであるかとも考へられるが、書記は外国即ち漢字・漢文の国に日本の歴史を示すといことが一つの大きな目的であるから、各巻の表記字母にも潤色や統一意識があり、筆録者の文学意識や文字の駆使においても、防人歌の筆録者達とは決して同一視することの出来るものではなからう。事実、防人歌には、各国とも同一字母を二音・三音に復用した例は見出されず、防人歌における各国の字母の使用状態や使用傾向からしても、書記の表記法をそのまゝ、防人歌に当てはめることは、全く見当違ひと言ふべきであらう。このことは、次に述べる同字母を二音・三音に復用した書記の表記法を概観すれば一層明瞭になると思ふ。

(A)

そもそも言語を伝達するための手段として用ゐられる仮名字母は一字を一音又は一訓に使用することが最も望ましい筈である。もし、同一人が同一場所にて一字を二音・三音に復用するすれば一判讀上の助けが全くなければ一言語の被伝達者は、二音或いは三音中何れの音を表示してゐるのか迷ふであらう。これは、あまりに極端な言ひ方であるかもしれないが、多かれ少なかれこの様なことは起り得る可能性が十分にある。書記における同一字の二音・三音の復用にしても、如何に字母の潤色があるとは言へ、そこには判讀上の助けがあるに違ひない。このやうな所にかへつて当時の人々の用字意識や表記法の特徴が潜んでゐることを看過してはならない。

そこで書記において、同一字母が二音・三音に復用されてゐる仮名字母を全部挙げて論ずべきであるが、煩瑣をさげ、結論から述べると、書記の仮名字母の使用状態は非常に複雑であり、同字母が二音・三音に復用されてゐるといはれるのは、書記全体から見た場合であつて、巻毎に見た時、使用字母に特色と統一があり、特に同一歌中において同一字を二音・三音に復用する例は見られない。詳細は別稿に譲り、ここではその一部である素・凶・靱・徒・茂・楼・盧・漏等のウ列音とオ列甲類音に復用されてゐる例のみを挙げることにする。

(A) 素 阿泥素企多迦避顧爾(二・二) (註(三)は書記の巻を示す、(2)は書記の歌話の一)

多磨廻彌素磨庚廻(二・二)

以和多邏素西渡(二・三)

連番号 以下同じ

素^甲 伊茂播和素邏珥(二・五)
比壳那素寢殊望(五・18)
比壳那素寢殊望(五・18二云)
阿羅素破孺(十・38)

都梅能阿素珥(二十七・124)

火闌降此云寢能須素里(卷二)

八十連此云野素豆企(卷二)

顯齊此云于圖詩怡破毗(卷三)

秀真此云袍圖奔勾爾(卷三)

言吾夫柯冷矣此云阿我圖摩播耶(卷十五)

瑞此云爾圖(卷一)

天吉葛此云阿摩能与佐圖羅(卷一)

珍此云于圖(卷一)

避能伊隨圖鳴(十七・96)

阿都圖喇(十七・96)

魔俱囉圖喇(十七・96)

倭文神此云斯圖裂俄未(卷二)

倭額細能哥波庚(十七・97)

戶母此云觀自(卷十三)

親^甲 允恭紀(訓註)

親^甲 允恭紀(訓註)

親^甲 允恭紀(訓註)

親^甲 允恭紀(訓註)

(D) 徒^甲 鏡紫伊觀(卷八) 仲哀紀 本文
一柱騰宮此云阿斯毗苔徒鞅餓離能宮(卷三) 神武紀(訓註)

(E) 徒^甲 伊徒姑播茂(九・28)

伊徒姑奴池(九・28)

叢雲此云茂羅玖毛也(卷八) 景行紀(訓註)

夜句茂多菟(一・1)

憶企都茂播(二・4)

佐禰耐拋茂(二・4)

阿覚播怒介茂(二・4)

軻茂豆句志磨爾(二・5)

伊茂播和素邏珥(二・5)

異波響茂等倍庚(三・8)

異波比茂等倍離(三・8)

宇介響鐵等茂(三・12)

介耆茂等珥(三・13)

介彌羅毗苔茂苔(三・13)

介耆茂等珥(三・14)

固辭介氏務介茂(四・19)

「煩瑣になるので卷九・十・十一・十三・二十二に
見える「茂」の例は省略する。次の表を参照」

輔曳輔枳能明棧(十七・98)

輔曳符枳能明棧(十七・98)

梅豆羅古枳馱樹(十七・99)

樓^ル

武弼左履樹(十七・99)
梅豆羅古枳馱樹(十七・99)

樓^ロ甲
於母之樓枳(二十六・119)

(G) 盧^ル
夜霸餓枳菟俱盧(一・1)

撫劍此云都盧^ル奢能多伽彌屠利辞魔屢(卷三)
訛此云与許奈磨盧(卷三)
(神武紀 訓註)

盧^ル
柯彼能矩盧古磨(十四・81)

柯彼能俱盧古磨(十四・81)

飄掌此云隨毗盧箇須也(卷二)
夜摩菩之于漏破試(七・22)
(神代紀下 訓註)

(H) 漏^ル甲
泥士漏能(十一・58)

辞漏^ル多娜武枳(十一・58)

右の事例によれば、語彙がウ列音を有する語か、オ列甲類音を有する語か判然としてゐて、同一字母を二音に複用しても、誤読される恐れはないのである。更に、同字を二音に複用する場合の使用状態を巻毎に表にしてみると、使用巻を異にし、且つ巻々に偏在してゐることが、一目瞭然と看取出来るのである。これは先学が言はれてゐる如く、書紀の筆録者が複数であることを反映してゐるだらうが、特に見落してならない事実は、例へば、凶字を同じウ列音「ッ」の清・濁に複用してゐる時でさへも、用ゐられてゐる場所が相違してゐることである。書紀におけるこのやうな傾向―同巻・少くとも同一歌中においては一字は一音を表は

し、巻により使用字母が偏在してゐること―は書紀における各巻の筆録者が如何に曖昧な表記法を避けてゐるかを伺ふに足りるも

字母	卷		一連 番号	ウ列 名数	卷	一連 番号	オ列 名数
	二	三					
素	二	三	5 3 2	1 1 2 (ス)	二 十七 十一 十五	訓註 124 53 38 18	2 1 1 1 (ツ甲) 2は中一 例云
函	一	十五	訓註	3 1 2 (ツ)	十七	96	3 (ト甲)
視	十七	97	1 (ツ)	1 (ツ)	十三	訓註	1 1 (ト甲)
徒	三	訓註	1 (ツ)	1 (ツ)	八	本文	2 (ト甲)
七	訓註	1 (ム)	三	九	二	8 5 4 1	2 2 3 1 (モ)

和例破椰隈怒(三・12)
枳許差怒(十一・56)

怒ノ甲

伽豆怒塙彌例慶(十・34)
怒珥比蘆菟湄珥(十・35)

訶羅怒烏(十・41)

菟怒差破赴(十一・56)

茅渟此云智怒(卷三・神武紀) 訓註

怒ノ甲

都慶怒剛施底(十七・96)
都慶怒剛施底(十七・96)

(K)

努ノ甲 努ノ甲 努ノ甲
瓊玉也此曰努(卷一・神代上) 訓註

阿婆努能枳々始(二十四・110)

小竹此云芝努(卷九・神功紀) 訓註

阿婆努能枳々始(卷二十四・皇極紀) 本文

(L)

伊努毛夜霸鐵岐(一・1)

美曳之努能(二十七・126)

曳之努能阿喻(二十七・126)

の例の如く、例外ではあり得ないのである。唯「菟怒差破赴・枳許差怒(十一・56)」は「ツノ甲サハフ・キヨサヌ」と訓んで始めて例外となるのであって「野」の訓が「ヌ」であつた古形の存在や書紀の表記法の傾向同一歌中で一字を二音に復した例が他に見られないこと一を考へると、訓に難点があるのではなからう

か。したがつて必ずしも例外と見ることはできない。

しかしながら、同一歌中・同一場所において一字を二音に復用されたのではないかと考へられる例は上代の文献に無いではない。即ち前出の

「菟怒差破赴枳許差怒(十一・58)」の他に

(1) 等已彌居加斯支夜比彌乃彌已等(元興寺露盤銘)

止与彌拳奇斯岐移比彌天皇(元興寺丈六釈迦仏光背銘)

等已彌居加斯支移比彌乃彌已等(天寿国曼荼羅羅帳銘)

吉多斯比彌乃彌已等(天寿国曼荼羅羅帳銘)

(2) 阿都凶彌都慶怒剛施底(日本書紀卷十七・96)

(3) 吾爾尼保波尼(万葉集卷九・一六九四)

等である。

(1)の「比彌」は「姫」に相当するから「甲甲」と訓みたいところであるが、露盤銘・丈六銘・繡帳銘に現はれた「彌」は「比彌」の場合を除けば、すべて「甲」の仮名として使用されてゐるから、字母の使用例からすれば「甲甲」であり、しかも「比彌」に限られ、推古朝の遺文にのみ現はれてゐること、「甲甲」には

「比売」といふ表記法をしていることからすれば「比彌」は「甲甲」であり、春日政治先生の言はれるやうに古形ではないかと思はれる。さうでなくても、絶対に「甲甲」と訓まねばならぬ理由はないから確実な例とはなし難い。

(2)の「阿都凶彌」は「アトトリ」と訓まれてゐる。この訓みに従へば、同一歌中で「都」を「甲」の仮名に使用したのはこれが唯一の例であり、同歌に現はれる他の五例は勿論、書紀に見える「都」は

すべて「ツ」の仮名であるから「阿都図明」の「都」は特殊な表記と言はねばならない。書紀以外の上代文献においても「都」を「ト」の仮名に使用したのは、万葉集の

安都宿禰年足(四・六六三の題詞)

安都扉娘于(四・七一〇の題詞)

二例、正倉院文書の「安都雄足」、續紀宣命の「安都堅石女(續紀五十三詔)」、逸文風土記(筑紫國)の「逸都」等、二三の固有名詞に限られ、専ら「ツ」の仮名として使用されてゐることは、大いに考慮しなければならぬ。寧ろ「都」が「ト」の仮名に用ゐられるのは平安朝であるから、書紀の「阿都図明」を「アトトリ^甲」と訓むこと自体真に異様に思はれる。按ずるに、こゝは「アツトリ^甲」と訓むべきではなからうか。(有坂博士も「アツトリ」かも知れないと言つてゐられる「上代音韻攷 p 66」)意味は従来の通り「後」と見るのである。もし「後」の意味に「アツ」といふ訓が絶対認められぬとしても、敢へてこの様な特殊な表記をしたのは変字法のためではないかと考へられ、これも確實な例とはなし難い。

(3)の「吾爾尼保波尼」に対する従来の訓みは「ワレニホハネ」である。この訓によれば、明らかに同一歌において「尼」を「ニ」「ネ」二音に複用した例となる。しかしながら、この筆録者ははたして「ニホハネ」と訓むべく表記したのであらうか。もし「ニホハネ」と訓むべく表記したとすれば、当時の表記法における唯一の例外となる。「ニホハネ」「ニホハニ」の両形が存し、しかも表記した字母が「ニ」「ネ」二音に複用される仮名であるから、このまゝの字面では「ニホハネ」「ニホハニ」両方の

訓が可能となる。それ故、もし筆録者が絶対に「ワレニホハネ」と訓ませたい―実際はそれ程意識してはいなかったであらうが、意識外に抽象的実在として存在してゐるのである―と思へば、このやうな曖昧な表記法でなく、もつと別の表記法によつたに相違ない。かやうに伝達を誤ませたり、さまざまにしたりすると思はれる時には、清濁表記、音仮名、訓仮名の別をとはず、絶対に曖昧な表記法をしないのが上代人の表記法であり、その背後に潜む用字意識である。したがつて「吾爾尼保波尼」と表記された字面を見た場合、当時の人々は恐らく「ワレニホハニ」と訓んだに相違ない。「尼保波尼」の上の「尼」は問題なく「ニ」としか訓めず、この「尼」から類推して、下の「尼」も「ニ」と訓むのが自然であるからである。按ずるに「吾爾尼保波尼」は「ワレニホハニ」と訓むべきであり、同一歌中で一字を二音に複用した例から除外すべきであらう。「ニホハニ」の「ニ」は「奈利乎斯麻佐爾(万葉卷五・八〇二)」の「爾」と同じであり「尼保波尼」と「尼」字を使用したのは「吾爾」と「爾」が上にあるため、同字の重なりをさけて異つた文字を使用しようとする万葉集における変字法の現はれであり、わざわざ「尼」字を用ゐたのであり「ニホハニ」の上の「尼」に引かれて、下の「ニ」の表記にも「尼」を使用したのであらう。因みに、万葉集卷九における「尼」字の使用は四例であり、「尼保波尼」の二例を除けば、(A)「妻依来西尼妻常言長柄(一六七九)」、(B)「在衣辺著而携尼」の二例である。二例とも「ネ」と訓まれてゐるが、(A)は同歌の「一云婦賜爾毛婦云長柄」からして「ニ」とも訓めるのではなからうか。(B)は「ニ」「ネ」何れに訓むか決定出来ないが、この場合に

は直接関係しないであらう。

このやうに考察してみると、同一歌中や同一場所において、同字を二音・三音に復用した確実な例は上代文献には全く見出し得ない。日本書紀に見える一字を二音・三音に復用した例は使用巻を異にして―少くとも同一歌中には現はれない―偏在してをり、筆録者の相違・筆録者の統一意識を反映してゐるのである。したがつて、「于叱尼(ちひ 叱土)」「多施尼(直に)」「赴尼(船)」の如く、同字を二音・三音に復用した例が日本書紀に存在するからといつて、使用巻の相違等の諸条件を全く考慮に入れず、このやうな表記法を認め、他の文献に迄適用することは不可能といふべきであらう。

○ 拙稿を草するにあたり福田良輔先生、春日和男先生より色々御教示を戴いた。こゝに記して感謝の意を捧げる。又有益な助言を戴いた大野透氏、森山隆氏に謝意を表す。

附記 橋本進吉博士以來同様な問題を取扱つた論文は有坂秀世博士、大野晋氏の論考の他数篇に及ぶ。その主なものは

永田吉太郎氏「上代マノ音考(國學院雜誌昭10・7・8)」

森田もと氏「上代に於けるマ及びノの甲類の仮名について上・下(國文・國史第一卷二・三号)」

浜田数義氏「上代文献に於ける野字の訓(國文学第八号 關西大学)」

安田喜代門氏「上代に於ける仮名遣(上代日本文学講座)」

篠勲氏「正倉院文書大宝戸籍の人名仮名に於ける「奴」「怒」に就いて(上代日本文学論集所収)」

等である。前二者は有坂博士・大野氏の説と略同様な説であり、浜田氏は龍鷹の如く「ヌ」に二類を認め、それはアクセントの相違によるとされた。これについては、大野氏の論文が批判してゐるであらう。後二者は「ヌ」にも「ノ」にも區別を認めず、「奴」「努」「怒」は同じく「ヌ」の仮名とされた。引用しなかつたので一言附記する。

〔註1〕すでに有坂秀世博士は大野氏と同じ見解であつた。「上代音韻攷P4}P7・P54」参照

〔註2〕註1に同じ

〔註3〕色々あるが非常に著しい相違を示すと御野國味蜂間郡春部里の戸籍は「兒志ツ彌賣年十小女」の如く「ツ」といふ字母を用ゐてゐる。総数十二ヶ所、この里の戸籍にのみ見える字母である。同本箕郡栗栖太里の戸籍は「下々戸主都ム志年卅二」の如く「ム」といふ字母を使用してゐるのは、この里の使用字母の特色である。同加毛郡半布里の戸籍が「目々手妻物マ小広賣年廿八正女」と「部」の略体文字「マ」を使用してゐるのは、他の里に對する使用字母の特徴といふことが出来る。

〔註4〕すでに大野晋氏「日本語動詞の活用形の起源について(國語と國文学昭28・6)」や大野透氏「古代國語母音考(音声学會報八二号)」が言つてをられる。

〔註5〕大野晋氏「奈良時代のマとノの万葉仮名について(万葉第十二号)」参照

〔註6〕沢潟久孝博士「万葉集訓詁の方法(万葉集大成4訓詁篇

下 P.21)」参照

〔註7〕有坂博士「國語音韻史の研究 P.86」「上代音韻攷 P.5」

6」はこの例を二重形として認められ、大野氏も博士に従
ばれた。

〔註8〕吉沢義則博士「万葉集に用ゐられたユリ・ユ・ヨリ・ヨ
について(國語國文の研究所收)」参照

〔註9〕「万葉集研究の一態度—文字遣研究に関する覚書として
—(國語と國文学第十卷二号)」参照

〔註10〕「万葉集校定の研究 P.144」参照

〔註11〕「奈良時代のヌとノの万葉仮名について(万葉第十二号
P.22)」

〔註12〕拙稿「上代人の用字意識と用字法(未発表)」

〔註13〕「昭和二十八年九州大学大学院文学研究科講義」

〔註14〕拙稿「同音節反覆の場合の用字法について—万葉集を中
心として—(万葉第十二号)」参照

後記 本稿は昭和三十年文部省科学研究助成補助費による研
究の一部である。